

品川区指定管理者候補者選定委員会等運営要綱

制定 令和4年2月7日区長決定 要綱第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（令和3年3年3月1日区長決定。以下「基本方針」という。）に定めるもののほか、基本方針第2章・3・(4)および(5)に定める指定管理者候補者選定予備委員会および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会等」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長)

第2条 委員長は選定委員会等を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、選定予備委員会においては副委員長が、選定委員会においては委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委嘱)

第3条 区長は、選定委員会の有識者に対し、委嘱状（様式）を交付する。

2 選定予備委員会の委員として有識者を加える場合には、前項の例による。

(運営に関する事項)

第4条 選定委員会等の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の過半数の出席がないときは選定委員会等を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

4 選定委員会等の会議は、非公開とする。

5 選定委員会等は、指定管理者の選考基準に基づき審議・評価したうえ選定し、選定予備委員会においては選定委員会に対し、選定委員会においては区長に対しその結果を報告するものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、原則として当該公の施設を所管する課で処理する。

(委任)

第6条 基本方針およびこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該公の施設を所管する部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式（第3条関係）

委嘱状

様

品川区指定管理者候補者選定委員会等の委員を委嘱します。

年 月 日

品川区長